

議第 1 号

千屋・神郷地域移動ニーズ調査事業
新見市予約型乗合タクシー「千屋・神郷乗合タクシー（仮称）」
の実証運行について

現在、千屋（代城・実谷）と菅生（灰ヶ峠）、上市（矢谷・木戸・谷内上）で週1日予約運行している「ふれあい送迎バス」について、千屋地域と坂本の全域、菅生及び馬塚、上市の一部の内の定めた目的地まで、また足立（吉川・芋原・田曾）、神郷油野（笹尾）で週1日予約運行している「ふれあい送迎バス」について、神郷地域と足立の全域、上市及び西方の内の定めた目的地まで予約型乗合タクシーとして週5日、運行することに合意を求める。

詳細は、別紙資料2のとおり。

令和 4 年 7 月 2 8 日提出

新見市地域公共交通会議
会 長 橋 本 成 仁

議第 2 号

神郷地域の市営バスの路線休止及び変更、減便等について

神郷地域内の市営バスについて、神郷地域内で予約型乗合タクシーを運行することにもない路線の休止及び変更、減便することに合意を求める。

(提案理由)

新見市予約型乗合タクシー「千屋・神郷乗合タクシー（仮称）」の実証運行にともない、乗合タクシー運行時間内の市営バスについて減便するもの。併せて、利用者の少ない路線について統合、休止するもの。

なお、変更時期は10月を予定している。

(変更内容)

- 1 市営バス「三室線」及び「神郷線」を休止する。
- 2 市営バス「木谷線」の終点を「新郷駅」停留所から「神代駅前」停留所に変更する。市営バス「神郷線」の「新郷駅」停留所から「神代駅前」停留所間の停留所を、市営バス「木谷線」の停留所として使用する。
- 3 市営バス「木谷線」及び「田口線」を減便する。
- 4 市営バス「木谷線」及び「田口線」の運賃については別紙のとおりとする。

詳細は別紙資料3・4・5のとおり

令和 4 年 7 月 2 8 日提出

新見市地域公共交通会議
会 長 橋 本 成 仁

議第 3 号

ふれあい送迎バスの路線休止について

ふれあい送迎バス「木戸線」「矢谷線」「足立線」「灰ヶ峠線」「代城線」「実谷線」「笹尾線」を休止することに合意を求める。

(提案理由)

新見市予約型乗合タクシー「千屋・神郷乗合タクシー（仮称）」の実証運行にともない、エリア内を運行するふれあい送迎バスを休止するもの。

なお、ふれあい送迎バスの休止の時期は10月を予定している。

令和 4 年 7 月 28 日提出

新見市地域公共交通会議
会 長 橋 本 成 仁

議第 4 号

新見市営バスに係る自家用有償旅客運送登録の更新について

令和4年9月30日をもって登録期間の満了する新見市内を運行している新見市営バスについて、現行の運行を継続することとして更新登録を行うため、次のとおり合意を求める。

1 運送主体（名称、住所、代表者の氏名）

名称 新見市
 住所 新見市新見310-3
 代表者 新見市長 戎 斉

2 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3 路線又は運送の区域

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1	大井野 3130 番地先	大佐大井野のうち、君山、伏谷、赤松、大井野上、大井野中、大井野下の各地区	大佐刑部 2506 番地 2 先	22. 2km
2	大佐上刑部 644 番地先		大佐上刑部 1608 番地 4 先	3. 1km
3	大佐小阪部 1521 番地 1 先		大佐小阪部 729 番地先	0. 8km
4	大佐小阪部 1521 番地 1 先		大佐小阪部 1450 番地 10 先	0. 9km
5	大佐小阪部 2463 番地 3 先		大佐小阪部 2563 番地 1 先	0. 5km
6	大佐小阪部 1502 番地先		大佐小阪部 1459 番地 21 先	0. 3km
7	大佐小阪部 729 番地先		大佐小阪部 1350 番地先	0. 7km
8	豊永赤馬 579 番地先		大佐小阪部 2506 番地 2 先	12. 4km
9	豊永赤馬 399 番地 1 先		大佐田治部 5839 番地 2 先	0. 7km
10	大佐布瀬 390 番地先	大佐布瀬のうち、宗貞地区	大佐布瀬 779 番地 3 先	2. 0km
11	上熊谷 166 番地 2 先		大佐小阪部 2506 番地 2 先	5. 4km
12	大佐田治部 2969 番地 1 先		大佐田治部 833 番地 1 先	1. 4km
13	大佐田治部 2810 番地 4 先	大佐田治部のうち、東山、尾原の各地区	大佐田治部 4681 番地先	3. 9km
14	神郷高瀬 140 番地 1 先		西方 3885 番地 1 先	25. 2km
15	神郷釜村 4526 番地 4 先		神郷釜村 1183 番地 20 先	8. 2km
16	哲多町蚊家 4603 番地先		哲多町大野 2034 番地 5 先	15. 7km
17	哲多町本郷 664 番地 4 先	哲多町本郷 559 番地 4 先	哲多町本郷 664 番地 4 先	0. 5km
18	哲多町本郷 1334 番地 1 先		哲多町本郷 821 番地 13 先	0. 6km
19	哲多町田淵 2661 番地 3 先		哲多町矢戸 699 番地 14 先	17. 0km
20	井倉 706 番地 4 先		哲多町矢戸 699 番地 14 先	13. 8km
21	哲西町上神代 1607 番地 4 先		哲西町大竹 243 番地 7 先	11. 8km
22	哲西町矢田 3604 番地先		哲西町矢田 3634 番地 1 先	0. 2km
23	哲西町大竹 1500 番地 3 先		哲西町大竹 108 番地先	1. 3km
24	哲西町田淵 2661 番地 3 先		哲西町畑木 859 番地 2 先	8. 4km

25	哲西町大野部 5046 番地 1 先		哲西町大野部 1950 番地 7 先	2.7km
26	草間 14873 番地 1 先		土橋 2406 番地 2 先	16.3Km
27	草間 11251 番地 2 先		草間 10600 番地先	1.3Km
28	草間 7415 番地 3 先		草間 7519 番地先	0.2Km
29	菅生 64 番地 1 先	菅生のうち、吉野河内地区	上熊谷 3543 番地 5 先	6.0Km
30	菅生 6477 番地 1 先	菅生のうち、用郷、上西谷、下西谷、西谷、袋美、天原、スス原、青地の各地区 大佐小阪部のうち、奥谷地区	大佐小阪部 2752 番地 1 先	15.0Km
31	上熊谷 2230 番地先	上熊谷のうち、上黒谷、下黒谷の各地区	上熊谷 3543 番地 5 先	7.8Km
32	上熊谷 6517 番地 2 先	上熊谷のうち、草野、指野の各地区	上熊谷 3543 番地 5 先	5.3Km
33	法曾 1886 番地 2 先	法曾のうち、畑谷（一部）、柏、本村上、本村下、大柏、井高の各地区 草間のうち、広石、棚ガ瀬、谷合下の各地区	井倉 706 番地 4 先	15.5Km
34	足見 1669 番地 2 先	足見のうち、西の西、西の東、岡本、上中、東組、中前、下川、姫原の各地区	石蟹 91 番地 4 先	10.3Km
35	井倉 1365 番地 1 先	井倉のうち、井倉野、千間の各地区	井倉 706 番地 4 先	3.6Km
36	新見 743 番地 2 先	新見のうち、寺下、前木の畝の各地区 唐松のうち、灰貝地区	新見 2498 番地 2 先	7.1Km
37	豊永赤馬 5382 番地 1 先	豊永赤馬のうち、西尾一区、西尾二区、三尾の各地区 豊永佐伏のうち、小谷、光遠、国寄、名越、森国、蔵内、有立津の各地区	土橋 2406 番地先	7.6Km
38	豊永赤馬 3571 番地 8 先	豊永赤馬のうち、栩尾、楨、さくら、はしの各地区 豊永宇山のうち、矢中、正山、国木、大草、中村、宇山、先村の各地区	土橋 2406 番地先	10.0Km
39	豊永赤馬 1914 番地先	豊永赤馬のうち、赤馬、紙屋の各地区	土橋 2406 番地先	4.7Km
40	哲西町上神代 1607 番地 4 先	哲西町大竹、大野部、上神代、畑木、八鳥、矢田の各地区	哲西町大竹 1505 番地先	11.0Km
41	哲西町八鳥 989 番地先	哲西町大竹、大野部、上神代、畑木、八鳥、矢田の各地区	哲多町田淵 2661 番地 3 先	6.6Km
42	哲多町蚊家 1472 番地先		哲多町蚊家 619 番地先	7.8Km
43	哲多町矢戸 2775 番地先		哲多町矢戸 699 番地 14 先	3.6Km
44	哲多町花木 3290 番地 1 先		哲多町花木 2276 番地 2 先	3.5Km
45	花木 2403 番地 3 先		哲多町老栄 1328 番地 1 先	7.3Km
46	哲多町蚊家 4693 番地先		哲多町田淵 2749 番地先	6.8Km
47	哲多町蚊家 3046 番地先		哲多町蚊家 3268 番地 1 先	1.9Km

48	哲多町老栄 1027 番地先		哲多町本郷 513 番地先	3.4Km
49	哲多町本郷 1334 番地 1 先		哲多町田淵 2493 番地 2 先	15.4Km
50	哲多町田淵 561 番地 4 先		哲多町田淵 7 番地 3 先	1.8Km
51	哲多町大野 688 番地 2 先		哲多町大野 311 番地先	3.2Km
52	哲多町大野 1759 番地 2 先		哲多町大野 1909 番地先	0.6Km
53	哲多町老栄 1324 番地先		新見市法曾 2891 番地先	7.5Km
54	千屋花見 1336 番地 5 先		高尾 626 番地 4 先	26.6Km
55	千屋 1495 番地 6 先		神郷釜村 1183 番地 20 先	9.1Km
56	神郷高瀬 140 番地 1 先		神郷下神代 4898 番地 10 先	22.0Km
57	上市 970 番地 15 先		哲西町上神代 1255 番地 1 先	11.3Km

4 路線又は運送の区分ごとの対価の額

①路線 1～25

1 区間 100 円とし、区域を跨る毎に 100 円を加算する区域制対価

②路線 26～53

200 円均一単価（往復の場合 100 円割引）

③路線 54～57

500 円均一単価（実証運行期間中は 300 円）

※対価（＝利用料）（新見市営バスの設置及び管理運営に関する条例第 7 条第 2 項及び第 3 項）

義務教育修学前の児童については、無料とする。

5 運送しようとする旅客の範囲

新見市に在住する住民又は観光旅客、その他の当該地域を来訪する者。

※対価の免除（新見市営バスの設置及び管理運営に関する条例施行規則第 7 条第 1 項）

次の各号に掲げる者について対価を全額免除することができる。

- (1) 市内の小学校及び中学校に通学するため利用する者
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 及び第 41 条から第 44 条までに規定する諸施設により養護又は保護等を受けている者及びその付添人（当該施設により養護又は保護等を受けている者 1 人につき 1 人に限る。）

※対価の減額（新見市営バスの設置及び管理運営に関する条例施行規則第 7 条第 2 項）

次の各号に掲げる者について対価の 2 分の 1 に相当する額を減額することができる。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 2 号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に在学する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定による身体障害者手帳の所有者及びその介護人（介護能力があると乗務員が認める者で、当該手帳の交付を受けている者 1 人につき 1 人に限る。）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び介助を必要とする場合はその介助人（介護能力があると乗務員が認める者で、当該手帳の交付を受けている者 1 人につき 1 人に限る。）

(4) 昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の所有者及びその介護人（介護能力があると乗務員が認める者で、当該手帳の交付を受けている者1人につき1人に限る。）

※適用規定（新見市営バスの設置及び管理運営に関する条例施行規則第7条第3項）
減額の規定による要件のうち、2つ以上の事由に該当するときは、重複して使用料の減額をしない。

令和4年7月28日提出

新見市地域公共交通会議
会長 橋本成仁

議第 5 号

備北バス「千屋線」の停留所の新設及び路線の変更について

備北バス（株）が運行している「千屋線」について次のとおり変更することに合意を求める。

（提案理由）

停留所の新設については、新見市高尾地内の国道180号線沿いには複数の商業施設が立地していることから、停留所の設置を望む声があり、利用者も見込めるため新設するもの。

併せて、「千屋線」の経路を新設する停留所を通過する経路に変更するもの。

（変更内容）

- 1 備北バス「千屋線」の「渡辺病院」停留所から「一中前」停留所までの経路について国道180号線を運行する経路に変更する
- 2 備北バス「千屋線」に「フレスタ前（仮）」停留所を新たに設ける。

なお、停留所の新設及び経路の変更時期は10月を予定している。

また、停留所の設置後は市街地循環バス「ら・くるっと」のうち「くろかみ前」停留所を通過する便については「フレスタ前（仮）」停留所を使用するものとする。

令和 4 年 7 月 2 8 日提出

新見市地域公共交通会議
会 長 橋 本 成 仁

備北バス「横見・サンパーク線」の新設について

備北バス（株）が運行している路線バスについて、新見市上市地内の「横見」停留所から新見市正田地内の「サンパーク」停留所間において「横見・サンパーク線」を新設することについて合意を求める。

（提案理由）

新見市では千屋地域や神郷地域などを対象としてエリア型の予約型乗合タクシーの運行を計画している。市街地との結節点を「横見」停留所としていることから利用者の利便性向上を目的として市街地を運行する路線を新設するもの。

なお、運行開始は予約型乗合タクシーの運行予定である10月を予定している。

（変更内容）

1 新設する路線

国道182号井村交差点 — 国道180号と国道182号の分岐点

起 点 国道182号井村交差点（新見市上市699番地1先）

終 点 国道180号と国道182号の分岐点（新見市上市862番地7先）

2 運行経路

「横見」－「向田」－「宗金」－「渡辺病院」－「フレスタ前（仮）」－「一中前」－「JA前」－「新見駅」－「太田病院」－「昭和町」－「御茶屋橋」－「城山」－「思誠小前」－「新見高校前」－「日ノ出町」－「市役所」－「水舟」－「荒堀」－「正田上組」－「正田下組」－「今見」－「サンパーク」

詳細は別紙資料10参照

3 運賃

距離制により算出

令和 4 年 7 月 2 8 日 提出

新見市地域公共交通会議

会 長 橋 本 成 仁

議第 7 号

市街地循環バス「ら・くるっと」10周年記念事業における
無料乗車イベントの実施について

市街地循環バス「ら・くるっと」の運賃を1日無料にすることに合意を求める。

(提案理由)

市街地循環バス「ら・くるっと」周年記念事業イベントにおいて、バスの更なる利用促進を図るため。

1 運行主体

名 称 備北バス株式会社
住 所 高梁市川上町領家381-1

2 対象運行系統

市街地循環系統

3 実施日

令和4年9月17日(土)

令和4年7月28日提出

新見市地域公共交通会議
会 長 橋 本 成 仁